

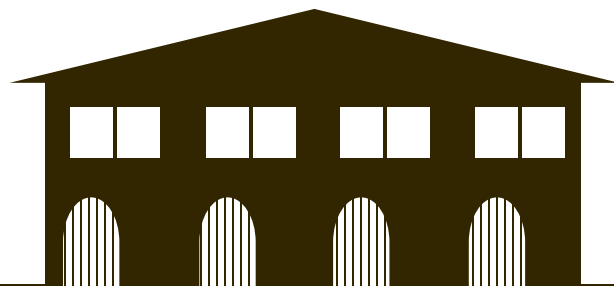
八幡浜市の

民間賃貸住宅の 建設費等を 助成します！

1棟当たり

最大 **1,200** 万円

R5年度が
最終年度です



令和5年度 八幡浜市民間賃貸住宅整備促進補助金のお知らせ

新築・リノベーション



※リノベーションのみ

機能及び価値の再生のための大規模な改修で、1㎡当たりの工事費が15万円以上かつ住宅部分の工事費が5割以上であること。

1戸あたりの床面積	交付額 (市内業者施工)	交付額 (市外業者施工)
25㎡以上 45㎡未満	90万円/1戸	60万円/1戸
45㎡以上	120万円/1戸	80万円/1戸
1棟あたりの 限度額	1,200万円	800万円

リフォーム ※市内業者のみ



※既存住宅の全部又は一部の修繕、補修、模様替え又は更新するもので、加えて機能性向上を図る工事であり、1戸当たりの工事費が100万円以上であること。

1戸あたりの床面積	交付額
25㎡以上	対象工事費の1/10以内 1戸上限20万円
1棟あたりの 限度額	300万円

建物の要件

- 1棟につき**4戸以上**の住宅戸数を有すること。
- 1戸あたりの床面積が**25㎡以上**であること。
- 各戸に**玄関、水洗便所、浴室、台所、給湯設備**があること。
- 1戸あたり**車1台以上**の駐車スペースが確保されていること。

申請者の要件

- 個人：当該個人及び2親等内の親族を入居させないこと。
法人：当該法人の役員等、及びその2親等内の親族を入居させないこと。
- 市税等の滞納がないこと。
- 交付を受けた日から**10年間**は、当該住宅の用途変更、取り壊しをしないこと。
- 供用開始後、**年に1回入居状況の報告**をすること。
- 法律に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

まずは下記問い合わせ先にご連絡ください。
着工前に受給資格認定を受けておく必要があります。

共通の要件

問い合わせ 796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1-1

八幡浜市役所 総務企画部 政策推進課 地方創生推進室 ☎0894-22-3111 (内線1345)